

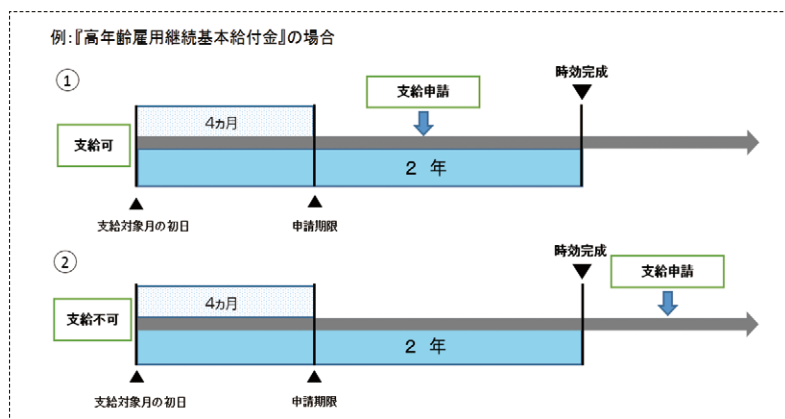
## ■労働関係指標

<b>完全失業率</b>	3月の完全失業率(季節調整値) <b>3.4%</b> (前月差 0.1 ポイント低下)	<b>有効求人倍率</b>	有効求人倍率(季節調整値) <b>1.15 倍</b> (前月と同水準)
<b>就業者数</b> (季節調整値)	<b>6,366 万人</b> 2ヵ月ぶりの減少(前月差 10 万人減)	<b>定期給与</b>	現金給与総額(原数値) <b>274,536 円</b> (前年同月と同水準)

## Topics 1. 雇用保険の給付金が2年の時効の期間内であれば申請可能に

これまで、社員が育児や介護で休業している場合や、定年再雇用で賃金下がった場合、失業した方が教育訓練を受けた場合等に支給されていた雇用保険の給付金の手続きについて、申請期限を厳守するよう求められていました。

平成27年4月1日から、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令により、各種給付の申請期限を過ぎた場合でも、2年の時効の期間内であれば申請ができるようになりました。



高年齢雇用継続基本給付金の場合をしてみると、①の場合には申請期限を過ぎていますが、2年の時効期間内の申請のため、支給を受けられることとなります。②の場合には申請期限を過ぎており、かつ2年の時効も過ぎているため、支給を受けることはできません。

主な給付金の支給申請期限と時効の起算点と終点の考え方については、以下のとおりです。

給付名称	定められている申請期限	時効の考え方
再就職手当	安定した職業に就いた日の翌日から起算して1カ月以内	安定した職業に就いた日の翌日から起算して2年を経過する日
就業促進定着手当	就職日の翌日から起算して6カ月を超えて雇用された日の翌日から起算して2カ月以内	就職日の翌日から起算して6カ月を超えて雇用された日の翌日から起算して2年を経過する日
一般教育訓練に係る教育訓練給付金	受講修了日の翌日から起算して1カ月以内	受講修了日の翌日から起算して2年
高年齢雇用継続基本給付金	支給対象月の初日から起算して4カ月以内	支給対象月の末日の翌日から起算して2年を経過する日
高年齢再就職給付金	支給対象月の初日から起算して4カ月以内	支給対象月の末日の翌日から起算して2年を経過する日
育児休業給付金	支給単位期間の初日から起算して4カ月を経過する日の属する月の末日	支給単位期間の末日の翌日から起算して2年を経過する日
介護休業給付金	休業を終了した日の翌日から起算して2カ月を経過する日の属する月の末日	休業を終了した日の翌日から起算して2年を経過する日

## Topics 2. マイナンバー制度

### 第2回目【会社の取組み①】

マイナンバー制度の連載2回目以降は、会社での具体的な取組みについて、マイナンバーの取得から廃棄までのプロセスに沿ってポイントを説明致します。

#### 1. マイナンバーの取得

- 1) 利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。
  - ▶ マイナンバーを利用できる事務については、番号法によって限定的に定められています。会社独自で利用目的を追加することはできません。
  - ▶ 利用目的を通知又は公表すればよく、同意を取得する必要はありません。
  - ▶ マイナンバーの利用目的は包括的に明示してください。
- 2) 番号確認と身元確認が必要です。確認は原則として次のいずれかの方法で行います。
  - ① 個人番号カード(番号確認と身元確認)
  - ② 通知カード(番号確認) + 運転免許証など(身元確認)
  - ③ 個人番号の記載された住民票の写しなど(番号確認) + 運転免許証など(身元確認)
- 3) 扶養家族のマイナンバーを取得する際、扶養家族の本人確認を実施する必要があります。
  - ▶ 扶養家族のマイナンバーの確認は、マイナンバーの提供が誰に義務付けられているかで異なります。

※ 扶養控除申告書の提出義務者は従業員→従業員が扶養家族の本人確認を行う  
※ 国民年金第3号被保険者届の提出義務者は配偶者→会社が扶養家族(配偶者)の本人確認を行う

#### 2. マイナンバーの利用

- 1) 利用範囲は社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。
  - ▶ 本人の同意があっても利用範囲を超えてマイナンバーを利用することはできません。
  - ▶ 従業員が出向・転籍する場合でも、出向・転籍先にマイナンバーを提供することは出来ません。出向・転籍先の会社は直接本人からマイナンバーを取得する必要があります。
  - ▶ 合併などによる事業承継の場合は、承継先にマイナンバーを提供することが可能です。
- 2) マイナンバーを利用して営業成績等を管理することはできません。
  - ▶ 法律に基づき行う事務の範囲でマイナンバーを含むファイル(特定個人情報ファイル)を作成することができます。

## Topics 3. 社会保障協定あれこれ

経済がグローバル化し、ヒト・モノ・カネが簡単に国境を越える時代になると、適用される法律関係を各主権国家の自主性に任せておくと、色々不都合が出てきます。これを調整するのが条約であり、例えば租税条約の最大の目的は、居住国課税と源泉国課税の関係を調整することにあります。この条約というものが曲者で、重要な内容を含んでいるにも関わらず、詳しい専門家が少なくというのが現状です。例えば筆者が最近関与した日米を跨ぐ離婚案件において、日米租税条約第17条3項にある慰謝料に対する源泉税免税規定を適用したことがありました。この際、当該案件に関与した多くの専門家の中で、この規定について知っていたのは、筆者一人でした。

社会保障に関する条約としては、社会保障協定が存在します。我が国は現在、欧米アジア諸国を中心に15か国と協定を締結しており、年金保険料の二重払いの解消と年金計算期間の通算が主な目的です。弊社でもこれまでに、日米間や日独間の年金通算案件を扱ってきました。

一見、コンセプトはシンプルに見える社会保障協定ですが、実際の適用となると単純ではありません。例えば日米社会保障協定でいえば、米国社会保障局(SSA)により老齢年金給付手続きが時間の経過と共に変化しており、日本の年金事務所がその実態を把握していないという経験もしました。直近では、弊社が日韓社会保障協定を扱う案件がありました。日韓協定は、年金の二重払いは回避するものの、計算期間通算はできないという、変則的なものです。そのため、日本から韓国に短期間駐在する日本人社員にとって、日本の社会保障上は不利な扱いになりやすいので、いかに日本の社会保障を継続または再加入するかにつき、ご相談をいただきました。知恵を絞って対応させていただいた結果、お客様ご希望の手続きを行うことができました。

社会保障のプロフェッショナルとして、これからも一つひとつの案件を正確に解決していく所存です。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

### 編集後記《文月》 夏の始まり

暦上では夏となり2ヶ月。夏至が過ぎて早1ヶ月。梅雨が残るこの時季も、もはや夏らしさの1つなんでしょうか。小さい頃も七夕の日はたいい曇り。毎年の誕生日には天の川は本当に見えるのかと期待を寄せておりましたが、その期待も簡単に裏切られ、気候も心も少々どんよりしておりました。年を重ねるにつれ、天の川に対する淡い感情は薄れましたが、どうも梅雨は好きにはなれません。

今年も同じように過ごすのかなと思いきや、先日中学生の頃から

好きだった音楽グループのライブチケットが当選したという朗報が舞い込んできました。当選するや否や新しいCDを借り、普段は使わないヘッドホンで聴くほど心を奮わせている次第です。繁忙期に、梅雨入りという試練はありますが、今年は誕生日の上にライブという二段構えで日々奮闘していけそうです。来年の二段目には何が乗ってくるのか、はたまた何も乗ってこないのか、私自身楽しみにしております。(田)



Facebook 始めました★ いいね! お待ちしています♪  
<https://www.facebook.com/arcandpartners>



ホームページリニューアルしました。  
ぜひご覧ください。

<http://www.arcandpartners.com/>

社労士法人アーク&パートナーズ 検索